

## コロナ問題

### はなしあいサポート

Alternative Dispute Resolution (裁判外紛争解決手続)

#### 賃料問題などの新型コロナウイルス関連のトラブルを話し合いで解決

- ・ 営業自粛の影響などによる賃料の未払い
- ・ 新型コロナウイルスの影響による契約のキャンセル
- ・ 自宅待機期間の給与を払ってもらいたい など

広島弁護士会仲裁センター（はなしあいサポートセンター：愛称 はなサポ）では、話し合いの期日において、中立の立場の弁護士が間に入り、当事者双方のご意見をよく聞いて、上記のようなトラブルの早期・円満な解決のお手伝いをします。

この手続きは裁判よりも期日開催のスピードが速く、また、柔軟性のある解決ができます。平成30年7月豪雨災害の際にも、このような話し合いの手続きが数多く利用されています。

#### どんな時に使えるの？

賃料問題をはじめ、新型コロナウイルスを原因として発生したあらゆる種類のトラブルの解決にお使いになれます。感染防止対策の観点から、ウェブ会議システムを用いての別室からの参加もできます。

#### 費用はどのくらいかかるの？

申立手数料、相手方手数料、仲裁人の弁護士の旅費出張日当の費用負担は不要です。解決した場合には成立手数料が発生します。詳しくは裏面をご覧ください。

#### 時間はどのくらいかかるの？

原則3回まで話し合い期日を設けます。申立てから2か月程度の期間での、話し合いによる双方が納得できる解決をめざします。

#### 広島弁護士会仲裁センター

はなしあいサポート（はなサポ）

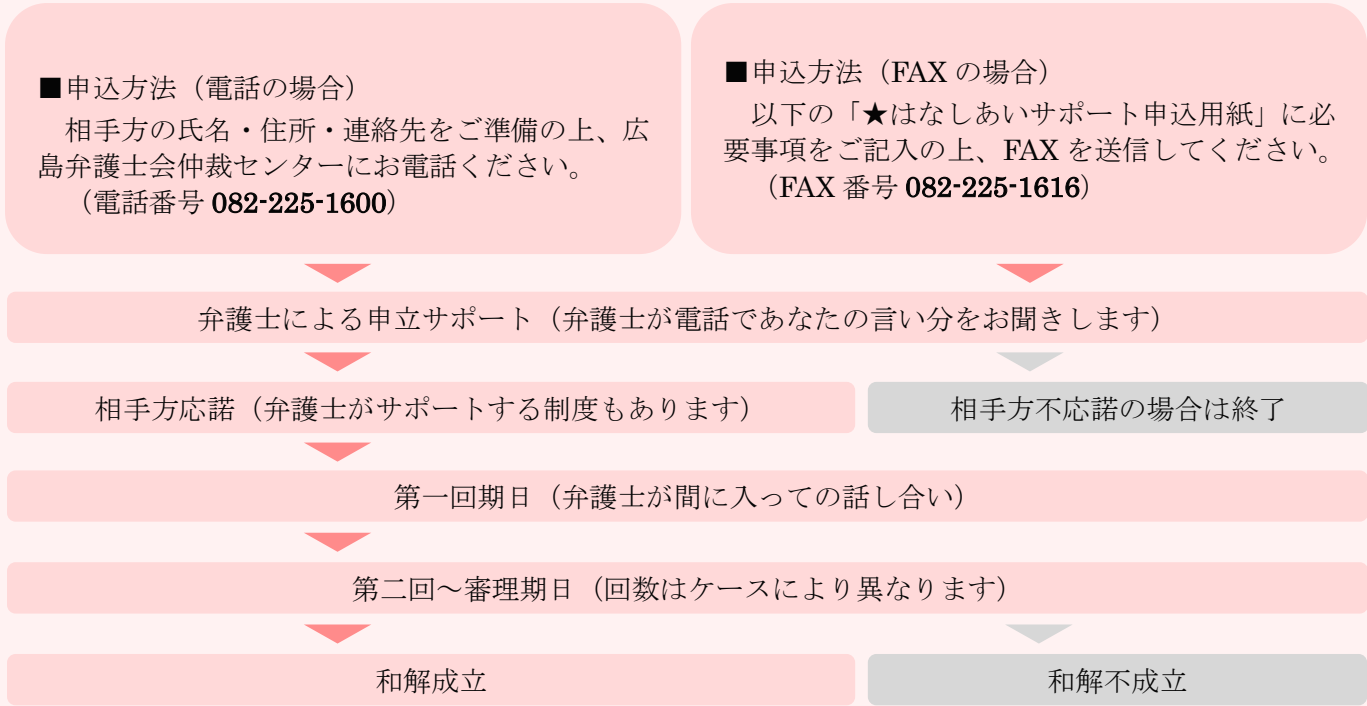
住所 広島市中区基町6番27号そごう新館6階

電話 082-225-1600

FAX 082-225-1616

Zoomなどのウェブ会議システムを利用して遠隔で期日を行うことが可能です。  
開催方法など、遠慮なくご相談ください！

# はなしあいサポートの流れ



# はなしあいサポートの費用

- 申立手数料・・・無料
- 相手方の応諾手数料・・・無料
- 成立手数料・・・原則として、下表のとおり解決額に応じて算出された金額を申立人と相手方で折半して負担していただきます。和解が成立しないときは発生しません。

解決金	割合（消費税込み）
100万円までの場合	4.4%（最低額2万7500円）
100万円を超え300万円の場合	2.75%+1万6500円
300万円を超え3000万円の場合	0.55%+8万2500円
3000万円を超える場合	0.275%+16万5000円

※申込を希望する場合は下記申込用紙へ記入し、切り取らずにFAX送信あるいは郵送してください。

広島弁護士会 仲裁センター 御中（FAX：082-225-1616）

★はなしあいサポート申込用紙（申込人の連絡先は平日・日中に連絡可能な番号をご記入ください。）

ウェブ会議システムでの期日開催を希望します。（希望される場合は、をお願いします。）

申込 人	氏名 (会社名及び代表者名)	ふりがな		
	住所	〒		
	連絡先	電話番号	携帯	
相手 方	氏名 (会社名及び代表者名)	ふりがな		
	住所	〒		
	連絡先	電話番号	携帯	
紛争 類型	<input type="checkbox"/> 契約関係 <input type="checkbox"/> 賃貸借関係 <input type="checkbox"/> 雇用関係 <input type="checkbox"/> 損害賠償 <input type="checkbox"/> その他			

【相談日】 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 【相談場所】 \_\_\_\_\_ 【相談担当弁護士名】 \_\_\_\_\_

〈はなしあいサポートセンター記入欄〉

受付番号	受付日時	年	月	日	時	分	受付担当者
------	------	---	---	---	---	---	-------